

大河原町災害廃棄物処理計画【概要版】

令和4年2月

1. 総則

1-1. 計画策定の背景

近年の災害廃棄物問題を踏まえ、国、県では関連する各計画・指針の策定が進んでおり、東日本大震災、令和元年東日本台風等の被災経験がある大河原町においても計画の必要性が高まっている。

1-2. 目的

町の実態に即した具体的かつ詳細な災害廃棄物処理計画を策定することで、災害廃棄物発生時の準備を行い、町民の生活を保全する。

1-3. 計画の位置付け

環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、宮城県の「宮城県災害廃棄物処理基本計画」や大河原町の「大河原町地域防災計画」等の関連計画と整合を図る。

2. 計画条件

2-1. 被害区分の定義

想定災害における建物の被害区分は、全壊、半壊、床上浸水、床下浸水の4区分とする。

2-2. 対象とする廃棄物

分別区分	内容
避難所ごみ	避難所から排出されるごみ
し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿
災害廃棄物	片付けごみ ・解体がれき 可燃物、柱角材（木くず）、畳、家電、自転車、金属くず、瓦、ガラス・陶磁器、廢タイヤ、石膏ボード、スレート等、コンクリート類、危険物・処理困難物等、混合物・がれき混じり土 等
その他	がれき混じり土砂（公共の土地より発生したもの）、洪水堆積物、稻わら、思い出の品・貴重品 等

2-3. 地震による災害廃棄物等発生量

想定する大規模な地震が生じた場合、町から発生する一般廃棄物の2.4年分程度に相当する約2万tの災害廃棄物が町から発生すると見込まれる。また、避難所のごみは約1.2t/日、仮設トイレ等からのし尿は約8.4kL/日発生すると見込まれる。

2-4. 水害による災害廃棄物等発生量

想定する大規模な水害が生じた場合、町から発生する一般廃棄物の18.7年分程度に相当する約16万tの災害廃棄物が町から発生すると見込まれる。また、避難所のごみは約12.2t/日、仮設トイレ等からのし尿は約34.6kL/日発生すると見込まれる。

1-4. 基本方針

- 安全・衛生的な処理
- 環境に配慮した処理
- 計画的な処理
- 安全作業の確保
- 資源化の推進

1-5. 各主体の役割

- 国：都道府県や市町村に基本方針を示し、災害廃棄物処理支援処理ネットワーク（D.Waste-Net）を整備して災害時に専門家チームを派遣する。
- 県：他県、市町村、関係機関との連絡調整を行い、県内における災害廃棄物処理の進捗管理を行う。
- 町：県や組合、関係機関と情報交換を行い、被害状況の確認及び適切な初動体制にあたる。

2-5. 地震による災害廃棄物等の処理量

組合が保有するごみ処理施設やし尿処理施設の余力を算出し、処理可能な災害廃棄物量や外部委託量、全量を処理するまでの必要期間の算定等を行った。

その結果、想定する大規模地震による被害が組合圏域全体で生じた場合、し尿は組合の処理能力で対応可能だが、ごみは処理能力が不足するため、外部委託を含めて対応することとした。

2-6. 水害による災害廃棄物等の処理量

2-5の地震と同様に、余力や処理可能量、外部委託量、必要期間の算定等を行った。

その結果、想定する大規模水害による被害が組合圏域全体で生じた場合、し尿、ごみともに組合の処理能力では不足するため、外部委託を含めて対応することとした。



【令和元年度東日本台風により道路上に流出した稻わら】
(大河原町内)

大河原町災害廃棄物処理計画【概要版】

令和4年2月

3. 災害廃棄物（災害ごみ）処理計画

3-1. 災害廃棄物処理に関する基本方針

- 衛生的な処理 ○迅速な対応・処理
- 計画的な対応・処理 ○環境に配慮した処理
- リサイクルの推進 ○安全作業の確保

3-2. 処理フロー

仮置場の段階で細かく分別して保管し、リサイクルを優先して適切に処理・処分する。処理・処分に際して再選別が必要な場合は一次仮置場に搬送して行う。

3-3. 災害廃棄物のマテリアルバランス

各想定災害における、災害廃棄物のマテリアルバランスを作成。

4. し尿処理計画（災害によるもの）

4-1. し尿処理に係る対応方針

平時の収集運搬・処理体制を基本としつつ、被害状況に応じて県や他自治体へ応援要請、下水道との連携、仮設トイレ等を活用して対応する。

4-2. し尿の収集・運搬計画

柴田衛生センターへ速やかに収集・運搬することを基本とする。

5. 組織体制、町の事務等

5-1. 災害対策組織

災害対策本部の編成を示し、事務分掌を整理。

項目	内容
町担当課	生活ごみ、避難ごみ、し尿及び汚泥、災害廃棄物全般の処理
	道路、河川や住居等の障害物除去
	稻わら等の農・林産由来の災害廃棄物の処理
関係機関	仙南地域広域行政事務組合、宮城県環境生活部循環型社会推進課
実施責任者	ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害が甚大で本町での処理が不可能な場合は、県に連絡し、他自治体等へ依頼をする。
実施方法	ごみ・し尿の収集、処理等については本町、仙南地域広域行政事務組合、関係業者が緊密に連携をとり、適切に実施する。

5-2. 情報収集・連絡網

平時と災害時の情報収集・連絡手段を計画。

5-3. 協力支援体制

自衛隊・警察・消防、県や近隣自治体、民間事業者や関係団体との連携方針を検討。

3-4. 処理・処分の優先順位

処理・処分を効率的に実施するために、災害廃棄物等の種類ごとに優先順位を設定。

3-5. 資源化の方法

災害廃棄物の資源化方法を整理。

3-6. 収集、処理、処分の方法

災害廃棄物等の種類ごとに収集、処理、処分の方法を整理。

3-7. 仮置場の開設と維持に係る計画

仮置場の必要面積を推計し、仮置場候補地の選定手順や仮置場の場内配置を設定。

4-3. し尿の処理計画

平時の準備から災害発生直後の状況把握、初動期・応急対応期の仮設トイレの設置、復旧・復興期の平常状態への移行までの時系列別対応内容等を整理。

4-4. 仮設トイレの設置計画

仮設トイレの必要基数を踏まえた必要数の確保や、仮設トイレ設置及び管理に係る行動計画や行動時期を整理。

5-4. 住民への広報

SNS や防災無線等の情報伝達手段を用いて、災害廃棄物の処分方法等の相談窓口を早期に開設する。

5-5. 職員への教育訓練と人材確保

町職員の育成、人材の確保の方針を整理。

5-6. 国庫補助金等の活用

災害等廃棄物処理事業費国庫補助金の概要を整理。



【令和元年度東日本台風時の仮置場の様子】

(大河原町内)